

◎国家戦略特別区域法

(平成二五年一月二三日法律第一〇七号)

一、提案理由(平成二五年一月八日・衆議院内閣委員会)

○新藤国務大臣 このたび、政府から提出いたしました国家戦略特別区域法案について、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国が直面する最重点の課題は、我が国経済を中長期的な成長軌道に乗せていくことにあります。そのためには、成長戦略を着実に実施していくことが不可欠であり、我が国を取り巻く国際経済環境の変化に対応して、各政策分野における施策を迅速かつ確実に実施することが重要ですが、とりわけ、国、地方公共団体、民間が三者一体となって取り組むプロジェクトを対象に、大胆な規制改革等を集中的に推進する新たな手法が必要とされています。

この法律案は、このような観点から、国が、国家戦略特別区域を定めて、規制の特例措置の整備その他必要な施策を総合的かつ集中的に講ずるとともに、地方公共団体及び民間事業者その他の関係者が、国と相互に密接な連携を図りつつ、これらの

施策を活用することにより、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の実現を図り、もって我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ろうとするものであります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、政府は、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、基本方針を閣議決定により定めるものとしております。

第二に、国による国家戦略特別区域の指定及び国家戦略特別区域ごとに定められる区域方針についての所要の手続を定めております。

第三に、国家戦略特別区域ごとに組織される国家戦略特別区域会議、同会議による区域計画の作成及び認定申請、内閣総理大臣による計画の認定等の所要の手続を定めております。

第四に、国家戦略特別区域において講ずる規制の特例措置等の内容について定めております。

第五に、国家戦略特別区域における施策に関する重要事項について調査審議等を行うため、内閣総理大臣を議長とする国家戦略特別区域諮問会議を内閣府に設置することとしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに成立させていただきま
すようお願い申し上げます。

二、衆議院内閣委員長報告(平成二五年一月二二日)

○柴山昌彦君 ただいま議題となりました両法律案ですが、ま
ず、国家戦略特別区域法案につきまして、内閣委員会における
審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の
構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を
強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが
重要であることに鑑み、国家戦略特別区域に関し、規制改革そ
の他の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を
定めるものであります。

本案は、去る十一月八日、本会議において趣旨説明及び質疑
が行われた後、直ちに本委員会に付託され、同日新藤国務大臣
から提案理由の説明を聴取しました。次いで、同月十三日から
質疑に入り、翌十四日参考人から意見を聴取しました。

昨二十日、安倍内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行い、質
疑終了後、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党及びみ
んなの党の四党派共同提案により、国家戦略特別区域計画への
構造改革特別区域法に規定する特定事業等の追加等、国家戦略

特区支援利子補給金に関する検討条項の追加等を内容とする修
正案が提出され、趣旨の説明を聴取しました。

次いで、原案及び修正案を一括して討論を行った後、採決い
たしましたところ、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも
賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決し
ました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。
以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成二五年一月二〇日)

○近藤(洋)委員 ただいま議題となりました国家戦略特別区域
法案に対する修正案につきまして、提出者である自由民主党、
民主党・無所属クラブ、公明党及びみんなの党の四党派を代表
して、その趣旨を御説明申し上げます。

第一に、国家戦略特別区域会議は、国家戦略特別区域計画に、
構造改革特別区域法に規定する特定事業、規制の特例措置の内
容等を記載することができるものとし、内閣総理大臣から認定
を受けた当該計画については、当該認定を構造改革特別区域法
に規定する認定とみなして同法に規定する規制の特例措置を適
用するものとするとしております。

第二に、内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、国家戦略特

別区域会議に対し、個別労働関係紛争の未然防止等のための事業主に対する援助の実施に関し国家戦略特別区域会議から申し出があった意見について意見を述べるとし、国家戦略特別区域会議は、内閣総理大臣及び関係行政機関の長が述べた意見を尊重するものとするとしております。

第三に、政府は、毎年、国家戦略特区支援利子補給金の活用及び認定区域計画に定められている国家戦略特区支援利子補給金に係る事業の実施の状況について検討を加え、その結果に基づいて、この法律の施行後三年以内に、必要な措置を講ずるものとするとしております。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○附帯決議(平成二五年一月二〇日)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

一 産業の国際競争力の強化等に関する施策を総合的かつ集中的に推進する総合特別区域法の趣旨を十分踏まえて、本法と総合特別区域法の積極的な連携に努めること。

また、本法及び総合特別区域法の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて、本法において総合特別区域法に

規定する規制の特例措置の活用を可能とするなどの必要な措置を講ずること。

二 政府は、国家戦略特別区域会議の構成員として、国家戦略特別区域において実施される特定事業について不断の見直しを行うとともに、国家戦略特別区域会議の他の構成員とも密接に連携して、政府が必要に応じて新たな措置に係る提案の募集や規制の特例措置の追加などの措置を講ずること。

なお、政府は、国家戦略特区支援利子補給金の活用及び認定区域計画に定められている第二条第二項第二号に規定する事業の状況について、一年ごとに検討を加え、その結果を国家戦略特別区域諮問会議等に報告すること。

三 国家戦略特別区域が規制改革の実験場との位置付けを踏まえ、政府の規制改革会議等における検討結果との連携などや関係者との十分な調整も踏まえつつ、規制改革の推進に資する積極的な運用に努めること。

四 国家戦略特別区域において実施される特定事業の進捗状況の確な管理及び特定事業の適切な選定等が可能となるよう、当該特定事業や国家戦略特別区域諮問会議及び国家戦略特別区域会議に係る情報公開を徹底して行うとともに適正な運営の確保に努めること。

併せて、国会に対して、本法の施行状況等について、定期

的に周知すること。

五 政府は、国家戦略特別区域において実施される特定事業の実施による成果を早急に全国に広げるため、規制の特例措置の全国展開や国の政策を総動員するなどの万全の措置を講ずること。

また、本法に基づく提案を行った地方公共団体に対して、当該地方の区域の指定の有無にかかわらず、産業の国際競争力の強化等に資する十分な支援を行うこと。

六 本法に基づく個別労働関係紛争の未然防止等のための事業主に対する援助と併せて、労働者に対して、本法に係る十分な情報の提供等を行うとともに、労働者の職業能力の開発及び向上を促進する施策を積極的に講ずること。なお、当該援助を行うにあたっては、既存の行政組織により現に提供されている援助との関係整理を十分に行うとともに、当該援助が労使双方にとって公平・公正に行われるように十分に留意すること。

七 本法による国家戦略特別区域をはじめ、構造改革特別区域、総合特別区域の特区制度について、その実施による効果を、公正かつ客観的に評価できる体制を整えること。

また、その評価結果を踏まえて、当該特区制度が一層効果的に実施することが可能となるよう、PDCAサイクルを適

用するなど特区制度の万全な運用に努めること。

八 国家戦略特別区域の実効ある事業の実施に資するよう、法人税減税や固定資産税減税などの税制措置及び地方税減免に際しての国税の調整措置などを検討するとともに、国を挙げて産業の国際競争力の強化等に資する支援措置を講ずること。

九 政府は、国家戦略特別区域高度医療提供事業に関し、試験研究の体制の整備、研究者の養成、関係機関の連携その他の必要な措置を講ずるものとする。

十 政府は、国家戦略特別区域に所在する空港及び港湾の管理運営体制の効率化その他の空港、港湾等の物流拠点の強化のために必要な規制の特例措置等を講ずるものとする。

三、参議院内閣委員長報告(平成二五年二月七日)

○山東昭子君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、国家戦略特別区域法案は、我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要であることに鑑

み、国家戦略特別区域に関し、規制改革その他の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定めようとするものであります。

なお、衆議院におきまして、区域計画への構造改革特別区域法に規定する特定事業等の追加等、個別労働関係紛争の未然防止等のための事業主に対する援助の実施に関する内閣総理大臣等の意見に関する規定の追加、国家戦略特区支援助利子補給金に関する検討条項の追加等を内容とする修正が行われております。

委員会におきましては、世界で一番ビジネスがしやすい環境のイメージ、国家戦略特区制度と地方分権との整合性、国家戦略特区制度により地域間格差が拡大する懸念等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党の山下理事より反対の旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

.....(略).....

以上、御報告申し上げます。